

令和6年 第9回

令和6年9月2日

福岡市中央区選挙管理委員会

議 題

議案第22号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第23号 選挙人名簿に登録する者について（9月定時登録）

議案第24号 在外選挙人名簿に登録する者について

その他

○勉強会 裁判員制度について

次回開催日 令和6年9月20日（金）10：00～

区長応接室

次々回開催日 令和6年10月7日（月）10：00～

区長応接室

議案第22号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年9月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

1	抹消する者の数	1,381人
	内訳	
	死亡者	50人
	国籍喪失者	0人
	市外転出者	1,331人
	登録移転者	0人
	誤載者	0人
	一般誤載者	0人
	重複登録者	0人
	住民票職権消除者	0人
	判決の確定による者	0人
2	抹消する者の氏名等	別紙のとおり
3	抹消年月日	令和6年9月2日

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	市外 転出者	登録 移転者	誤載者	計
男	23	671	0	0	694
女	27	660	0	0	687
計	50	1,331	0	0	1,381

議案第 23 号

選挙人名簿に登録する者について(9月定時登録)

令和6年9月2日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和6年9月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

- 1 登録する者の数 5,339人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和6年9月2日

登録者の内訳

単位：人

男性	女性	計
2,605	2,734	5,339

(根拠)公職選挙法第22条第1項の規定による。

(登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の一日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

選挙人名簿登録者数調(令和6年9月登録日現在)

男女別		男	女	計
区分				
令和6年6月登録日現在 選挙人名簿登録者数 (a)		73,933	95,661	169,594
(a)以後の 抹消者数	(イ) 死亡のため	147	169	316
	(ロ) 転出後4箇月を経過 したため	1,824	1,767	3,591
(e)	(ハ) 在外名簿への登録 移転のため	0	0	0
※(c)以後 ではない	(ニ) 誤載のため	0	0	0
	計(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)-()	1,971	1,936	3,907
(a)以後の移し替えによる 増加数(指定都市の区) (f)		603	711	1,314
(a)以後の移し替えによる 減少数(指定都市の区) (g)		681	781	1,462
今回(令和6年9月登録日) 追加登録者数 (h)		2,605	2,734	5,339
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f)-(e+g)+(h)		74,489	96,389	170,878
備 考				

在外選挙人名簿登録者数調(令和6年9月登録日現在)

男女別		男	女	計
区分				
令和6年6月登録日現在 在外選挙人名簿登録者数 (a)		51	92	143
(a)以後の抹消者数 (b)		3	7	10
(a)以後の追加登録者数 (c)		1	1	2
今回定時登録日現在における 在外選挙人名簿登録者数 (d) (a)-(b)+(c)		49	86	135
備 考				

投票区別選挙人名簿登録者数報告書

福岡市中央区

番号	投票区名	名簿登録者数		
		男	女	計
1	春吉第一	3,934	4,623	8,557
2	春吉第二	2,807	3,411	6,218
3	警固第一	3,300	4,913	8,213
4	警固第二	3,080	4,171	7,251
5	大名	1,275	1,643	2,918
6	赤坂	3,886	5,151	9,037
7	舞鶴	3,877	4,537	8,414
8	箕子第一	3,734	4,598	8,332
9	箕子第二	1,667	2,271	3,938
10	当仁第一	3,750	4,854	8,604
11	当仁第二	2,231	2,954	5,185
12	南当仁第一	2,972	3,659	6,631
13	南当仁第二	2,793	3,305	6,098
14	南当仁第三	1,768	2,149	3,917
15	高宮	4,668	6,630	11,298
16	一本木	3,420	4,927	8,347
17	平尾	2,850	3,566	6,416
18	草ヶ江	3,063	4,168	7,231
19	小笹	1,715	2,117	3,832
20	梅光園	1,501	1,965	3,466
21	福浜	1,622	2,400	4,022
22	小笹南	4,029	4,699	8,728
23	笹丘	3,164	3,790	6,954
24	薬院	4,313	5,986	10,299
25	六本松	3,070	3,902	6,972
	合計	74,489	96,389	170,878

定時登録時の名簿登録者数の推移（投票区毎）

番号	投票区名	5年9月 (A)	5年12月	6年3月	6年6月	6年9月 (B)	1年間の 増減数 (B-A)
1	春吉第一	8,619	8,586	8,573	8,538	8,557	▲ 62
2	春吉第二	6,130	6,182	6,151	6,158	6,218	88
3	警固第一	8,237	8,199	8,181	8,167	8,213	▲ 24
4	警固第二	7,250	7,314	7,258	7,215	7,251	1
5	大名	2,966	2,944	2,922	2,914	2,918	▲ 48
6	赤坂	8,973	9,013	9,026	9,039	9,037	64
7	舞鶴	8,295	8,263	8,248	8,288	8,414	119
8	箕子第一	8,292	8,274	8,203	8,276	8,332	40
9	箕子第二	3,941	3,926	3,893	3,891	3,938	▲ 3
10	当仁第一	8,439	8,422	8,445	8,523	8,604	165
11	当仁第二	5,131	5,174	5,166	5,128	5,185	54
12	南当仁第一	6,589	6,570	6,534	6,590	6,631	42
13	南当仁第二	6,046	6,048	6,067	6,065	6,098	52
14	南当仁第三	3,949	3,932	3,892	3,906	3,917	▲ 32
15	高宮	10,914	11,008	10,997	11,099	11,298	384
16	一本木	8,201	8,161	8,154	8,247	8,347	146
17	平尾	6,387	6,366	6,379	6,359	6,416	29
18	草ヶ江	7,172	7,192	7,184	7,188	7,231	59
19	小笹	3,807	3,801	3,800	3,809	3,832	25
20	梅光園	3,496	3,481	3,482	3,473	3,466	▲ 30
21	福浜	4,033	4,017	3,994	3,987	4,022	▲ 11
22	小笹南	8,652	8,603	8,581	8,588	8,728	76
23	笹丘	7,032	7,017	6,976	6,970	6,954	▲ 78
24	薬院	10,116	10,133	10,180	10,209	10,299	183
25	六本松	7,004	6,992	6,960	6,967	6,972	▲ 32
	合計	169,671	169,618	169,246	169,594	170,878	1,207

議案第24号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和6年9月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 登録する者の数 | 1人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和6年9月2日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。